

令和6年度 川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会議事録

日 時	令和6年4月22日（月）10時00分～10時25分
場 所	本庁舎3階 304会議室 〈対面及びWEB会議のハイブリット形式にて開催〉
出席者 （委員）	峯尾会長 小林委員 赤塚委員 大村委員 隆島委員
出席者 （行政）	（施設所管課・関係課） 高齢者在宅サービス課 芦川課長 高齢者事業推進課 竹田課長補佐、平野課長補佐、塩原職員 施設課 宮下係長 地域包括ケア推進室 田原係長、高桑職員 障害者施設指導課 山口課長 障害者社会参加・就労支援課 山寺課長補佐 保健医療政策部生活衛生担当 大澤係長、吉見職員 （事務局） 企画課 森担当課長、鈴木課長補佐、又吉職員、山本
議 題	1 本委員会の運営について（公開） 2 指定管理施設について（報告）（公開） （1）指定管理者制度導入施設の状況について （2）指定管理施設の期間更新について （3）指定管理施設の民設化等について 3 施設整備に伴う民間事業者の選定について（公開） 4 その他
傍聴者	0名

発言者	議事内容
事務局 森課長 峯尾会長	<開会挨拶> <次期委員の就任承諾について> 本委員会に出席されている委員 5 名においては、次期任期である令和 6 年 5 月 31 日から 2 年間、就任承諾をいただいている。欠席されている村井委員においては、就任継続について確認中であり、連絡がありましたら、委員の皆様にご連絡させていただく。 <資料の確認> <委員会の位置付けについて> ○資料 1 により説明 本委員会は、川崎市附属機関設置条例第 2 条を根拠とする附属機関であること、所掌事務の説明 <会長選出> 峯尾委員が引き続き会長を継続 <会長あいさつ> <委員会成立の報告> 川崎市附属機関設置条例第 7 条第 2 項の規定による委員会成立 (6 名中 5 名出席) <傍聴人の確認> 傍聴人はいないことを確認 <会議録の確認> 会議録は「要約方式」とし、発言者がわかるよう委員名は記載する。文書開示請求等があった場合には、委員名は原則として開示される。 <委員了承>

事務局 鈴木課長補佐	＜議 事＞ 議題 1 「本委員会の運営について」 ○資料 2 により説明 <u>川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会の所掌事務について</u> 本委員会は、健康福祉局が所管する事務において、民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否や事業者の選定等に関し調査審議をいただくもの 健康福祉局が所管する施設については、高齢者施設、障害者施設、葬祭場等と施設種別が多いこと、またそれぞれ個別施設ごと特殊性のある施設が多く存在しているため、各施設の運営状況や財務状況等の年度評価、総括評価、及び指定管理者の選定に関しては、施設所管課ごとに部会を設けて、ご審議いただきたいと考えている。 このため、施設の年度評価、総括評価、及び指定管理者の選定に関することについては、各部会の所掌事務として位置付けたい。 また、指定管理を除いた福祉施設の設置に伴う民間事業者の選定についても部会の所掌事務とし、高齢者施設、障害者施設にそれぞれ部会を分けてご審議をいただきたいと考えている。 指定管理者制度を含めた民間活力を活用した手法の導入の適否など、制度の根幹に関する事項や、部会の設置、部会委員の指名などの条例事項に関しては本委員会の機能としたい。 委員会、部会ごとの所掌事務及び事業所管課については資料に記載のとおり、部会としては、養護老人ホーム、総合福祉センター等を対象とした指定管理高齢者施設部会（１）、老人福祉センター、老人いこいの家を対象とした指定管理高齢者施設部会（２）、障害者入所・通所施設等を対象とした指定管理障害者施設部会、南北斎苑を対象とした指定管理斎苑部会、その他に、民設高齢者施設を対象とした高齢者施設整備選定部会、民設障害者施設を対象とした障害者施設整備選定部会、６つの部会による構成となる。 ○資料 3 により説明 <u>部会委員について</u> 部会委員の指名については、本委員会の機能であり、会長が本委員会に諮って指名することとされている。今年度の各部会については、資料 3 の名簿の委
-----------------------	--

峯尾会長	員構成により行っていきたい。 また、部会での審議内容による臨時委員の追加や、欠席者が多く会議開催要件を満たさないといった場合、臨時委員の変更等の対応が必要となる場合も想定されるが、部会委員選任に関する議案のみで本委員会を開催することは、委員の皆様への負担等にもつながることから、そのような場合は、メール等により委員の確認をもって承認をいただくといった運営手法をとりたいと考えている。また、内容にもよるが、その他組織や運営に関する必要な事項などについても、同様の取り扱いとさせていただきたいと考えている。 議題 1 に対する決議 ＜委員 5 名了承＞
事務局 鈴木課長補佐	議題 2 「指定管理施設について」(報告) ○資料 4 により説明 <u>(1) 指定管理者制度導入施設の状況について</u> 健康福祉局においては、本年 4 月 1 日現在、葬祭場、高齢者関連施設、障害者関連施設、合わせて 8 4 施設について、指定管理者制度の活用による管理・運営を行っている。 各施設の年度評価及び指定期間が満了を迎える施設の総括評価については、今後、各部会を開催し、ご審議いただく予定である。 <u>(2) 指定管理施設の期間更新について</u> 令和 6 年度末に指定期間が満了する施設においては黄色、令和 7 年度末に満了する施設においては水色で示している。 水色で示した施設のうち、入所・通所施設等対人援助施設については、十分な引継ぎ期間を設ける必要があること、また応募が無かった場合に再公募等の対応ができるよう、前倒しで令和 6 年度中に、総括、公募等を行っていくもの 障害関係施設の更新手続きが多く集中する年度となることを、委員の先生方にはご承知おきいただきたい。 <u>(3) 指定管理施設の民設化等について</u> 資料 10 ページの「民設化移行・廃止施設（再編整備計画関係）」の No. 18 「陽だまりの園」、No. 19 「しゅくがわら」の 2 施設は令和 6 年 4 月 1 日に民設移行となった。

峯尾会長	議題 2 に対する質疑の有無について確認 ＜質問・意見等なし＞ 議題 3 「施設整備に伴う民間事業者の選定について」 ○資料 5 により説明 高齢者・障害者施設の整備に伴う民間事業者の選定を行うもの 今年度は 2 件あり、令和 8 年度開設予定の川崎区藤崎地区の地域密着型サービスと、介護医療院の設置・運営法人の選定について、8 月から 9 月に部会を開催し、事業者の選定を行っていく予定である。
峯尾会長	議題 3 に対する質疑の有無について確認
小林委員	質問) 法人が変更となった特養について、利用者に影響はなかったか。
事務局 鈴木課長補佐	回答) 4 月 1 日から新法人に移管されたが、特に問題はない。
高齢者 事業推進課	回答) 引継期間を 1 年間とし、十分確保したため、特に問題はなかった。
隆島委員	質問) 介護医療院は川崎市内には現在いくつあるのか。
事務局 鈴木課長補佐	回答) 現在はない。選定が進めば、市内初の介護医療院となる。
峯尾会長	意見) 介護医療院は全国的にもまだ少ないので、市内にできるとよい。
峯尾会長	議題 4 「その他」 特に意見等なし
事務局 森課長	＜閉会挨拶＞